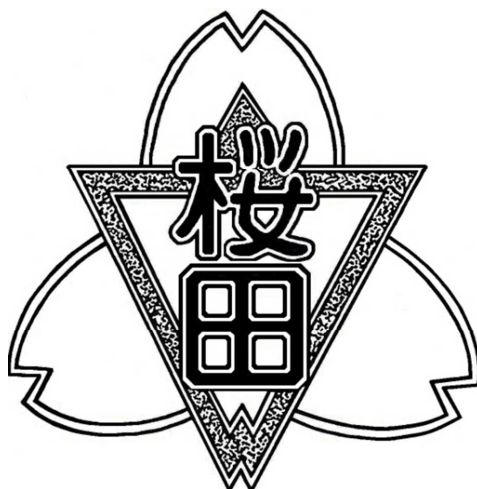


いじめの防止等のための基本的な方針



周南市立桜田中学校

目 次

はじめに.....	2
1. いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	2
1.1 いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	2
1.2 いじめの定義.....	3
1.3 いじめの認知.....	3
1.4 いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	4
(1) いじめの防止.....	4
(2) いじめの早期発見.....	4
(3) いじめへの対処.....	4
(4) 家庭や地域との連携.....	5
(5) 関係機関との連携.....	5
2. いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	6
2.1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策.....	6
(1) いじめ防止基本方針の策定いじめ防止基本方針の策定.....	6
(2) 学校におけるいじめの防止対策委員会の役割.....	6
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組.....	7
(4) いじめの解消について.....	11
(5) いじめの防止等に関する取組の年間計画.....	11
2.2 重大事態への対処.....	13
(1) 重大事態の発生.....	13
(2) 学校が調査の主体となる調査.....	13
(3) 市教委が調査の主体となる調査及び措置.....	16
(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置.....	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭、地域、関係機関・その他関係者等の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、学校がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1. いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1.1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題である。
- いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的に行う。
- 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことをはじめ、いじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目的に行う。
- 加えて、被害生徒の生命・心身を保護することを最優先とし、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者等の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。
- 学校は、「いじめを『しない』『させない』『許さない』」の『いじめ根絶三原則』をいじめの防止等のための対策を講じる。

1.2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、教育相談などを通じて状況把握に努める。

1.3 いじめの認知

- いじめの事実を把握するために、被害生徒の思いに寄り添うことを第一義に、行為の起こったときの加害生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いのように見られる場合でも、生徒の感じる被害性に着目し、判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。
- 好意による行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為をした生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に相談・通報する必要があるものについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

1.4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止のための指導を行う。
- 教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- 未然防止の取組については、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全教職員が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわり、積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、被害生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。

- その後、加害生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する。
- いじめの事実確認や指導に当たっては、組織的に対応を行う。
- いじめの事実を確認したら、家庭や市教委に連絡・相談し、事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- 教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、組織的な対応を可能とする体制整備を行っておく。

(4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すための連携体制をつくる。
- 学校運営協議会や PTA・地域の関係団体等との連絡会議を活用し、いじめの問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進できる体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、県教育委員会等）と適切に連携をとる。
- 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者と密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図り、「子どもの人権 110 番」や「やまぐち子ども SOS ダイアル」など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知する。

2. いじめの防止等のための対策に関する事項

2.1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針、県や市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、組織として一貫して対応する。

(2) 学校におけるいじめの防止対策委員会（本校：生徒理解委員会）の役割

- 生徒理解委員会（以下「生委」という。）は、いじめの問題への組織的対応において中核的な役割を担う。
- 生委は、被害生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知するなど、生徒から信頼される組織となるよう努める。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、ただちに生委を開催し、情報を迅速に共有し、関係のある生徒から事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針を決定し、保護者との連携など組織的に対応する。
- 教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを一人で抱え込まずに、全て生委に報告・相談する。
- 生委に集められた情報は、生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 生委は、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証する。
- 生委には、可能な限り SC、SSW、少年（安心）安全サポーター等の専門家を参加させる。
- 重大事態の調査のための組織は、事案によっては生委を母体とし、性質に応じて市教委が派遣する専門家を加えて対応する。
- 生委は以下のメンバーで構成する。

常任構成員	臨時構成員
校長	教務主任
教頭	学級担任
生徒指導主任	教育相談担当
学年主任	SC
特別支援教育コーディネーター	少年（安心）安全サポーター
養護教諭	教育委員会指導主事
	学校運営協議会長
	PTA 会長

（３）学校におけるいじめの防止等に関する取組

① いじめの未然防止

- 全ての生徒が、主体的にいじめ問題について、考え・議論する機会を設けるなど、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。
- 全ての生徒を、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、家庭・地域・関係機関等と一体となった継続的な取組を行う。
- 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で学級活動や授業、行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高い。そのため、生徒が行動に移しやすいだけでなく、拡散した情報の消去は極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒に関しては、いじめの傍観者とならず、周囲の教員に報告・相談するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりす

ることのないよう、指導の在り方に留意する。

具体的な取組

- ・ 道徳教育や心の教育の充実及び「いじめ根絶三原則」の徹底
- ・ 生徒指導の3機能を生かした授業づくり
- ・ 生徒の夢や希望を育むキャリア教育の推進
- ・ A F P Y等を活用した人間関係づくりの推進
- ・ 小中連携教育の推進による系統性・持続性のある生徒指導の実践
- ・ いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修
- ・ 「いじめ防止・根絶強調月間」（10月）の取組

② いじめの早期発見

○ いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階からの的確にかかわるようにする。
- 「いじり」と言われる行為については、見えない所で被害が発生している可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目し、判断する。

- 学級担任だけでなく、副担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問、ＳＣ等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から生徒の状況をきめ細かく把握することに努める。
- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう観察する。
- 定期的なアンケート調査や「F i t」などの客観テスト、教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態を把握する。
- 生徒が自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず教職員が迅速かつ組織的に対応する。

具体的な取組

- ・「いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応の充実に向けた生活アンケート」の毎週実施と活用についての工夫
- ・全ての生徒を対象とした定期教育相談の実施
- ・家庭・地域との情報交換・情報共有の工夫
- ・日常の生徒の観察や日記等から教育相談につなげる体制づくり
- ・相談窓口の明示や相談箱等の設置による生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境整備
- ・全教職員で情報共有し、組織的対応を検討する会議の開催

③ いじめへの対処

- いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに生委に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- 事実確認後、対応方針を決定し、全教職員が徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めたり、誰かに知らせたり正義や勇気をもつよう指導する。
- 対応については、教職員全員で共通理解し、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携のもとで行う。

具体的な取組

- ・いじめの発見や相談の受理により、即刻対策組織への報告の徹底
- ・いじめの対処に関する対策組織での情報の収集と整理、対応方針の決定、全教職員の共通理解と役割分担の徹底
- ・被害生徒からの事実関係の聴き取り
- ・被害生徒の保護及び心理的ケア
- ・周囲の生徒からの事実関係の確認
- ・加害生徒への事実関係の確認及び指導
- ・いじめが起きた集団への指導
- ・関係保護者への連絡及び学校の指導に対する理解と協力の依頼
- ・加害生徒から被害生徒への謝罪と再発防止の確認
- ・再発防止に向けての学校全体での指導と取組の徹底
- ・関係生徒への継続的な支援・指導及び関係生徒の家庭への継続的なフォローの実施
- ・関係機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携
- ・事案の対処及び再発防止に向けた学校運営協議会との連携

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、市教委又は生委の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめに係る行為が止んでいるか判断を行う。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。
- いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する。生委においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する。

(5) いじめの防止等に関する取組の年間計画

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組や検証を年間通じて計画的に実施する。
- 生委が年間計画を立て、その進捗状況や結果についても検証するなど、PDCAサイクルで取組を推進する。
- 取組の進捗状況や結果を評価するために、生徒への意識調査や取組評価アンケート等を実施し、生委で分析された評価結果を全教職員で共有し、取組の改善や一層の充実に生かす。

- いじめ防止等の取組について、学校評価項目に位置づけ、目標の達成状況評価し改善を図ることとする。

○ 年間計画

実施時期	実施される取組	対象
4月	・生委（年間通して毎週水曜日に実施） ・生活アンケート（年間通じて毎週実施） ・学校の基本方針についての周知徹底を図る研修 ・学校の基本方針についての説明と指導	教職員 全校 教職員 全校
5月	・PTA総会での学校の基本方針の周知 ・学校運営協議会での学校の基本方針の周知 ・定期教育相談 ・「F i t」の実施	保護者 地域 全校 全校
6月	・あいさつ運動	生徒会
7月	・取組の評価アンケート	全校
8月	・いじめの防止等に関する校内研修会 ・親子奉仕作業	教職員 生徒会
9月	・地域ボランティア活動 ・学校運営協議会での取組の進捗状況報告 ・キャリア教育に関する社会体験活動	生徒会 地域 2年
10月	・あいさつ運動	生徒会
11月	・定期教育相談 ・人権教育に関わる授業公開を伴う参観日 ・学校運営協議会での取り組みの進捗状況報告	全校 全校 地域
12月	・取組の評価アンケート ・4校合同キャリア教育講演会	全校 1年
1月	・あいさつ運動 ・立志式 ・性教育の講演	生徒会 2年 3年
2月	・定期教育相談 ・入学説明会 ・職業講話	全校 新入生 1年
3月	・取組の評価アンケート ・学校運営協議会での取組の結果報告	全校 地域

2.2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生

- 次のような事態が発生した場合、生委でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行うとともに、市教委に報告する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法第71号）

第28条第1項

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。いじめ被害の不安から一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査に着手）

(2) 学校が調査の主体となる調査

① 調査の実施

- 当該事案が重大事態と判断された場合、事実の把握と適切な対処を行うため、生徒に対する調査を実施する。
- 生徒・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校が異なる認識であったとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

② 調査のための組織

- 市教委から指示を受け、学校が調査の主体となる場合、生委を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、市教委から派遣される専門家を組織に加える。

③ 事実関係を明確にするための調査

- アンケート調査や聴き取り調査など、その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 「基本調査」は、学校が主体となり、事案発生後速やかに着手する全件を対象とする調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点でもっている情報及び「基本調査」の期間中に得られた情報を迅速に整理することを目的に実施する。「詳細調査」は、特別な事情がない限り市教委が主体となる。

○ これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○ 生委は、調査結果と資料を分析し、いじめの事実や事実と当該重大事態との因果関係を明らかにし、事態への対応について検討する。

④ 被害生徒及びその保護者に対する情報提供

○ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時、適切な方法で、経過報告も含めて）

○ 関係者の個人情報については十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。

○ アンケート調査等の実施によって得られた情報は、被害生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明しておく。

⑤ 調査結果の報告

○ 生委を母体とした組織で検証した調査結果を市教委に報告する。市長への報告は、市教委を通して行う。

○ 被害生徒や保護者が希望する場合は、当該生徒や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教委に提出する。

⑥ 調査結果を踏まえた措置

○ 生委で検証した調査結果を重んじ、学校が主体となって組織的に、解決に向けた対応や再発防止の取組を実施する。

参 考

被害生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・被害生徒からの聴き取り
- ・在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査
- ・調査による事実関係の確認
- ・加害生徒への指導及びいじめ行為の制止
- ・被害生徒への状況にあわせた継続的なケア及び学校生活復帰の支援や学習支援等
- ・市教委からの指導及び関係機関との適切な連携

被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者から要望・意見の聴取
- ・今後の調査について、当該保護者との協議
- ・当該保護者の同意を得た上での調査
- ・以下、前項に準ずる

前項のうち、生徒が死亡し、死因として自殺の可能性がある場合

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施
- ・亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を実施
- ・遺族の要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を実施
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を実施
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集
- ・それらの資料や情報の信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮し、正確で一貫した情報を提供

(3) 市教委が調査の主体となる調査及び措置

- 市教委が調査の主体となる場合は、市教委の指示のもと、市教委が設置する第三者委員会に資料を提出し、調査に協力する。
- 市教委の指示のもと、第三者委員会で検証した調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- 上記の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための再調査を実施するときは、市長が設置する調査機関に資料を提出し、調査に協力する。
- 市長及び市教委の指示のもと、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。